

鳥羽市の幼稚園・小中学校 新年度の対応方針

これまでの感染予防対策は、一定の成果を上げている。

予断を許さない状況であることはこれまでと変わりはないが、市内で感染者が出ていない状況から、一定の基準を設けつつ規制の緩和を行う。

しかしながら、感染症拡大防止対策については引き続き、保護者、学校、市教委が、十分に危機意識を共有して対応していく必要がある。

1. 臨時休校中の措置

- (1) 政府の全校一斉臨時休校措置の要請を受け、3月2日（月）～3月24日（火）を臨時休校
- (2) 学年、学級別に登校日を設定する

2. 3月25日（水）修了式

- (1) 臨時休校措置解除
- (2) 時間短縮に努める（全校児童生徒を集める場合など）
- (3) 児童生徒の席等も間隔をあける
- (4) 感染拡大予防対策（消毒、手洗い、咳エチケット、換気等）

3. 3月26日（木）～4月5日（日）の春休み期間の対応

- (1) 通常の子休みとする
- (2) 授業時数不足等を勘案して、学年・学級別の登校日の設定は可能とする。
（学力保障のための補習など、学級で又は個別で等）
- (3) 中学校の部活動は、自校での練習のみ可能とする。
但し、対外試合、練習試合、合同練習等を行わない。
スポーツ少年団等の活動もこれに準じ、市外在住者との接触を避ける。
- (4) 児童生徒が37.5度以上の発熱等による体調不良となった場合、保護者は学校へ連絡し、学校は児童生徒の健康把握に努める。

4. 4月6日（月）からの授業日の対応

- (1) 4月6日（月）に始業式を実施する。（全小中学校）※幼稚園は9日（木）
 - 始業式は、修了式に準じる。

(2) 4月7日(火)以降、入学(園)式を実施する

- 参加者は、入学生、在校生、保護者、教職員、教育委員会とする。来賓はPTA会長のみとする。(挨拶なし)
- 感染拡大防止に向けた時間短縮に努める。次のことは割愛する。
 - ① 教育委員会告辞(卒業式同様に出席のみ)
 - ② 市長、議長メッセージの代読(会場等に掲示し紹介する)
 - ③ 歌の歌唱は、
 - (ア) 国歌は、割愛する
 - (イ) 校歌は、「斉唱する」か「曲を流す」かは学校判断とする
 - (ウ) 入学生の歌唱は、学校判断とする
 - (エ) 在校生の歌唱は、割愛する。

※ ①～③については、省略したことを参加者に式内で伝える。
式次第は従来どおりとし、感染拡大防止のため割愛したことを司会者等が参加者に伝える。
- 入学生の「誓いの言葉」、在校生の「歓迎の言葉」は学校判断とする。
- 入学(園)式に出席する保護者、教職員は「マスクを着用」する。
 - ※ 学校は、保護者へマスク着用を依頼する。
 - ※ 市教委は、入学者数のマスクを学校へ配布する。
(マスク未着用の保護者用マスクとする。)児童のマスク着用は、奨励する。
- 会場入口に消毒用アルコール液を置き、衛生管理に努める
 - ※ 消毒用アルコール液は、市教委で補充します。
- 風邪気味の方については、参加を遠慮していただく
- 手洗い、うがい、咳エチケット、換気を徹底する

(3) 4月6日(月)始業式以降の授業は、感染症対策を十分に行ったうえで、通常どおり実施する。

- 毎朝の検温
- 手洗いや咳エチケットの指導
- 換気の徹底
- 授業時や給食時の机の配置
- 集会や集団行動時の時間短縮や不特定多数との接触への配慮

5. 学校給食の対応

(1) 4月8日(水)から小中学校で給食を開始する(通常どおり)

6. 学校行事の対応

- (1) 春の修学旅行（4・5月）は、秋に延期する。
- (2) 春の遠足・社会見学（4・5月）は、予定どおり実施する。
但し、目的地は鳥羽市内とする。
- (3) 春の運動会（5・6月）は、予定どおり実施する。

7. 未履修内容の補充対応

- (1) 令和元年度の未履修内容の補充については、その内容を次年度に引き継ぎ、適切に対応する。
- (2) 授業時数の確保については、国の動向を注視し、今後検討する。
※（2）については、夏季休業中の補習を含め、新年度校長会で改めて協議・検討する。

8. その他

今後の対応については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや国の動向等を踏まえ検討し、対応の変更を行う。

政府の専門家会議における「感染拡大のリスク」

- 1 「密閉空間であり換気が悪い」 可能なら2方向の窓を同時に開ける
- 2 「近距離での会話」 近くでの会話を避ける（やむを得ない場合はマスク）
- 3 「人の密度が濃い」 人との距離を1～2mあける

十分注意するように児童生徒へ指導する。